⑶　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成28年９月29日から同年10月31日まで（利付国債の提供の場合は平成28年10月17日）の行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、平成28年10月31日は正午まで。
イ　提出場所　上記４⑴に同じ。
ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。
⑷　契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。
⑸　入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札
⑹　配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
⑺　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑼　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無。
⑿　契約書作成の要否　要。
⒀　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒁　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒃　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒄　詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Masuda, Director Kumamoto Branch MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Hangar Construction, JMSDF Kanoya air Base (2016)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevantdocuments for the qualification by electronic bidding system : September 15, 2016 P.M. 5 : 00
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : October 31, 2016 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Audit Subsection, Administration Division, Kumamoto Defense Branch, MOD 1―1―11 Higashi-machi, Higashi-ku, Kumamoto-shi, Kumamoto-ken　862―0901 TEL 096―368―2174(Ext. 360)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 8 月 26 日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
兵庫中央病院長　里中　和廣
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　28
○第 09508 号（№09508）
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院外来管理診療棟建替等整備工事（機械）
⑶　工事場所　兵庫県三田市大原1314　独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院内
⑷　工事内容　本工事は外来管理診療棟等の建替整備を行うものである。外来管理診療棟建替整備工事（鉄骨造地上３階階　搭屋１階）建築面積約1,708㎡、延床面積約4,489　中央診療棟建替整備工事（鉄骨造地上３階　搭屋１階）建築面積約1,844㎡、延床面積約5,360㎡　渡り廊下１建築整備工事（鉄骨造地上３階）建築面積約90㎡、延床面積約159㎡　渡り廊下２建築整備工事（鉄骨造地上１階）建築面積約71㎡、延床面積約71㎡　バイク置き場、ＬＰＧ庫建築整備工事（鉄骨造地上１階）建築面積約12㎡、延床面積約12㎡　仮設通路１・２建築整備工事（鉄骨造地上１階）建築面積約298㎡、延床面積約298㎡　既存改修工事　延床面積約1,747㎡　外構工事　約9,000㎡　既存解体工事　延床面積約9,585㎡　なお、当該工事内は機械設備工事であり、関連する電気設備工事、及び建築工事については別途発注するものです。
⑸　工期　約25カ月（最終完成工期は平成30年度予定）
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
⑵　厚生労働省から近畿地域における管工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑶　厚生労働省から近畿地域における管工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,150点以上であること。また、⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,150点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成18年度以降に元請けとして完成引渡しが完了した次に揚げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
・ＲＣ造、ＳＲＣ造又はＳ造地上２階建て以上、延床面積4500㎡以上の病院の新築又は増築
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。
②　平成18年度以降に、⑸に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。